

## 論 文

# 連結納税制度適用による利益調整の実証分析

堀好一\*, 辻正雄 \*\*

### <論文要旨>

本研究の目的は、2002 年に創設された連結納税制度を適用することによって、つぎの 2 つの利益調整行動が行われたか否かについて実証分析することである。1 つは、親会社が赤字で欠損金額が生じている場合、法人税等支出額の削減を目的として連結納税制度を適用する可能性であり、もう 1 つは、法人税等支出額の削減行動に伴って起こり得る当期純利益の変動を抑えて財務報告コストの上昇を避けるために、法人税等調整額加減後の税金費用を調整する可能性である。分析の結果、親子会社間で所得金額と欠損金額を通算して法人税等支出額を削減している可能性があること、そして法人税等支出額の削減に伴う当期純利益の増加を抑えるために、評価性引当額を多く計上して税金費用を増額している可能性があることも示唆された。

### <キーワード>

連結納税、繰越欠損金、法人税等支出額、財務報告コスト、税金費用

## Empirical Analyses on Earnings Adjustments by Adopting the Consolidated Tax System

Yoshikazu Hori\*, Masao Tsuji\*\*

### Abstract

The purpose of this research is to make it clear whether the following two earnings adjustment actions were performed by the consolidated group companies which adopted the newly created consolidated tax system. One is the possibility that the companies applied the consolidated tax system for the purpose of reducing tax cost when the parent companies had tax loss. The other is the possibility that they tried to adjust the tax expenses after income taxes-deferred to avoid the increase in financial reporting cost in order to suppress the fluctuation of the net income that might occur along with the tax reduction action. As the result of our empirical analyses, it is suggested that the tax system may reduce the tax cost by calculating the income amount and tax loss carryforwards together between parent and subsidiary companies. In addition, it is also suggested that they might increase tax expenses after income taxes-deferred by recording a large amount of valuation allowance in order to suppress the increase in net income associated with tax cost reduction.

### Keywords

consolidated tax system, tax loss carryforwards, tax cost, financial reporting cost, tax expenses

---

2019 年 10 月 15 日 受付

Submitted: October 15, 2019

2020 年 7 月 15 日 受理

Accepted: July 15, 2020

\* 堀好一税理士・不動産鑑定士事務所 代表

\* Representative, Hori Yoshikazu Certified Tax Accountant and Certified Real Estate Appraiser Office

\*\* 名古屋商科大学ビジネススクール 教授

\*\* Professor, Nagoya University of Commerce & Business

ness

## 1. はじめに

わが国では2000年3月期に連結会計制度が本格的に導入され、上場企業の業績は連結経営の実態に合わせて連結ベースで評価されるようになった。企業集団内<sup>1</sup>では、子会社による事業の戦略と経営管理を通じて最適な事業ポートフォリオをダイナミックに編成して運営する管理会計が展開されるようになった。それに伴って、カンパニー制を導入する企業や持株会社へ移行する企業が増えてきた。また、日本銀行による低金利政策の影響により株価が低迷するなかで、株主還元を求める声が高まり、経営者には安定配当を維持することで、連結配当性向の数値目標を達成することが求められるようになってきた。その結果、経営者は、目標として掲げた財務指標の達成を意識し、株主還元として相応のキャッシュ・アウトを決断するようになった。一方で、経営者は、実現する報告利益が市場に開示した経営者予想から乖離せずに、安定的かつ持続的に成長するように経営実践する。それは、報告利益が経営者予想から乖離すると、市場における当該企業株式のリスクは高い評価へと修正され、それに応じて資本コストが高くなるので、経営者はこのような市場の期待変化を回避しようとするためである（村宮2005）。また、経営者は、持続的な成長のために必要と考える投資を行ったうえで、さらに将来の投資や不確実性への備えなどを自力で可能にするため、その財源となる内部留保を厚くすることも目指して経営を行っている。このため、経営者には、同一の税引前当期純利益の下では、キャッシュ・アウトフローを小さくして内部留保を厚くするため、できる限り支払う税金を少なくする動機が生まれる。

このような経営環境の中、わが国では2002年8月1日に「法人税法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第79号、以下「改正法」という。）が施行されたことに伴い、企業は連結納税制度を選択して適用することが可能となった。それまで、経営については、企業集団で一体となって実践されるようになりながら、税金については、法人税法の規定により、企業集団内の個々の会社が独立しているがごとく、個別に計算してきた。欧米では既に連結経営の実態に合わせて連結納税の制度が導入されていたのであるが、改正法によって、わが国においても欧米と同様の税金の計算方法が認められるようになったのである。

連結納税制度は、単体の法人所得課税の原則の例外として連結納税主体<sup>2</sup>を構成する各会社を一体とみなし、連結納税主体の所得を課税所得として、これに法人税率を適用するものである。連結納税制度を適用するメリットとして、大沼・櫻田（2015）は、第一に連結納税会社間の所得金額の通算が可能となることを指摘している。第二に親会社に繰越欠損金がある場合、子会社の所得金額を利用して早期にこれを解消できることを指摘している。一方、連結納税制度のデメリットとしては、連結加入する際に、資産の含み益がある場合、これについて課税されることや、子会社の繰越欠損金が原則として切り捨てられことなどが挙げられる。後者の繰越欠損金に関する取扱いについては、その後、2010年10月に繰越欠損金の持込みの範囲の拡大等の改正がなされている。

そもそも、連結納税制度が導入されることになった背景には、商法改正によって、持株会社の設立および分社化による組織再編が可能となったことがある。ホールディングス形態による企業集団経営の場合、持株会社である親会社に欠損金額が生じやすくなる。特に純粹持株会社では、主要な事業を子会社が担うため、子会社は黒字になる可能性が高く、他方で、親会社には事業収益が発生しないため、親会社は恒常に赤字になる可能性が高い。したがって、法人

税の所得計算上も子会社には正の所得金額が生じ、親会社には負の欠損金額が生じる可能性が高くなる<sup>3</sup>。単体の法人所得課税の原則の下では、子会社の所得金額から親会社の欠損金額を控除することはできないため、一体としての企業集団の経営成績と比較すると割高な法人税等支出額<sup>4</sup>、いわゆる、キャッシュ・タックスを負担しなければならなくなる。そこで、企業集団経営を税制面から後押しするため、子会社の所得金額と親会社の欠損金額の通算を可能にしたものが連結納税制度である。このような連結納税制度導入の趣旨に照らせば、同制度を適用している企業集団では、当該企業集団の親会社の欠損金額と子会社の所得金額を通算し、法人税等支出額を削減しているケースが多いと想定される<sup>5</sup>。また、連結納税制度を適用して、親子会社間で欠損金額と所得金額を通算すると、同制度を適用しない場合に比べ、損益計算書上の法人税、住民税及び事業税が少なくなるため、税引後の当期純利益は連結納税制度を適用する前の水準よりも増加する。このように、企業が連結納税制度を適用すると、当該企業の経営者が目標としていた利益から乖離し、その結果、後述する「会計報告に伴うコスト」(岡部 1998, p. 39, 以下「財務報告コスト」という。)が上昇する可能性が高くなる。そこで、連結納税制度を適用する企業集団では、経営者が、目標利益からの乖離を少なくするために、税金費用が減少しないような利益調整を行うことが想定される。ここで、税金費用とは、「費用として認識した法人税等」(日本公認会計士協会 1998, p. 1)をいい、損益計算書の法人税、住民税及び事業税に法人税等調整額を加減した、いわゆるブック・タックスをいう<sup>6</sup>。

本研究では、連結納税制度の創設によって、その適用が開始された2003年3月期<sup>7</sup>以後の財務データを用いて、企業集団における、つぎの二つの利益調整行動を分析する。一つは、親会社が赤字で欠損金額が生じている場合における、当該親会社を含む企業集団の連結納税制度の適用による法人税等支出額の削減可能性である。もう一つは、一つ目の利益調整行動によって、当期純利益が目標利益から乖離し、財務報告コストが上昇することを避けるために行われる当該企業集団の税金費用の調整可能性である<sup>8</sup>。なお、一つ目の利益調整行動は、親会社の欠損状態を個別財務データで推定し、法人税等支出額の削減の有無は、連結納税制度の適用に係る検証であるため、これを連結財務データで推定して検証する。また、二つ目の利益調整行動は、調整される利益がおもに外部利害関係者へ報告されるものであるため、これを連結財務データで推定して検証する。

## 2. 先行研究

連結納税制度の適用と企業の利益調整行動に関する先行研究については、寡聞にしてしらないが、連結納税制度を適用する誘因に関する先行研究を考察し、本研究の前提となる法人税制改正時の法人税等支出額の削減行動に関する先行研究を論評する。また、法人税等支出額削減行動に伴う目標利益からの乖離によって、財務報告コストが上昇することを避けるための利益調整行動は、連結決算との係わりで連結納税制度の選択に影響を及ぼしていると考えられる。そこで、報告利益と財務報告コストに関する先行研究についても考察する。

大沼・櫻田(2015)は、企業が連結納税制度を選択する誘因について検証するため、回帰分析を行っている<sup>9</sup>。被説明変数は、連結納税制度適用企業を1、その他の企業を0とする連結納税制度加入ダミーで、説明変数は、企業業績やコーポレート・ガバナンスに関する各種指標を選

定している。分析の結果、企業が連結納税制度を選択する誘因として、全社売上高対海外売上高比率、社外取締役比率、総資産経常利益率、繰越欠損金およびストックオプション採用変数が影響していることを明らかにしている。そこで、本研究でも社外取締役比率や平均総資産経常利益率などを参考にして、親会社が赤字の場合の経営者による連結納税制度の選択行動を分析する。

法人税制改正と法人税等支出額削減行動に関する先行研究の中で法人税率の変更に関するものとして、Scholes et al.(1992) および Guenther (1994) がある。いずれも 1986 年度の米国法人税率引下げを対象として、その直前期に利益減少型の利益調整が行われていることを明らかにしている。わが国では、鈴木・岡部 (1998) が 1990 年度の法人税率引下げを対象として、変更前後の利益調整行動を検証している。検証の結果、財務報告よりも税務計画の重要性が増している業績優良企業では、法人税率引下げ直前期に利益減少型の利益調整が、また、引下げ後の低税率の適用開始期には利益増加型の利益調整がそれぞれ行われていることを明らかにしている。また、山田 (2012) は、1998 年度と 1999 年度の法人税率引下げを対象とし、その直前期の企業の利益調整行動を検証している。検証に当たっては、企業が状況に応じて課税計算対象発生項目額 (TBTA) と課税計算対象外発生項目額 (TBOA) を用いて利益調整行動を使い分けるという、Calegari (2000) の分析を参考にしている。検証の結果、企業は法人税率引下げ直前期に裁量的課税計算対象発生項目額 (DBTA) を減少させ、これを引下げ後の期に繰り延べるような調整を行っていることを明らかにしている。また、成川 (2015) は、2011 年度の法人税率引下げと同時に行われた繰越欠損金制度改正と、その直前期の企業の利益調整行動の関係について検証している。成川 (2015) も、山田 (2012) と同様に、DBTA を被説明変数とし、直前期の所得状態を示す課税変数を説明変数とする回帰分析を行っている。検証の結果、繰越欠損金控除前の所得金額が期首繰越欠損金よりも小さい企業では、利益増加型の利益調整が行われていることを明らかにしている。

報告利益と財務報告コストに関する先行研究としては、岡部 (1998) が、合理的な経営者による、つぎの利益調整の可能性を示唆している。すなわち、経営者は、財務報告を行うよりも前の段階で、報告利益が投資者、貸し手、顧客、ベンダー、労働者などの様々な利害関係者の行動の変更を通じて、自身にフィードバックされる経済的帰結を正確に予測し、自己に有利な帰結を導くために利益調整を行うというものである。なお、本研究では、財務報告コストを、報告会計数値が利害関係者の期待に変更を加え、彼等の意思決定に影響を及ぼし、その結果、企業価値の低下をもたらすようなコストと捉えている。したがって、財務報告コストには、「損益計算書上の利益、貸借対照表上の株主資本といった報告会計数値が契約や規制あるいは資本市場で利用されることによって生じるキャッシュ・フローの減少」(鈴木 2005, p. 63) や、キャッシュ・フローの減少以外の、利益数値をベンチマークとする財務制限条項を含む負債条項がもたらす負債コスト、企業規模が変わることに起因する政治的コスト、投資家の期待を反映する資本コストのほか企業自体のレピュテーションの悪化なども含まれる。

また、岡部 (1998) は、Watts and Zimmerman (1986)<sup>10</sup> に依拠して、予想会計利益の水準と財務報告コストおよび利益調整行動<sup>11</sup>との関係を考察している。その結果、つぎの 3 つの予想会計利益の水準に応じた財務報告コストおよび利益調整行動を示唆している。①会計利益の水準が異常に高いと予想される場合は、ベンダーや労働者の値上げや賃上げ要求に伴うコスト増のために、製品市場における自社製品の競争優位が失われるなどで、財務報告コストが上昇する

ことが予想される。このため、経営者は利益調整行動によって、公表会計利益を圧縮する可能性がある。②会計利益の水準が異常に低いと予想される場合には、株価が下落し、配当維持も困難になり、また、新規の公募条件も悪化する。また、格付けも落ち、借り入れ条件の悪化や追加融資が困難になるなどして、財務報告コストが上昇することが予想される。このため、経営者は利益調整行動によって、公表会計利益を増額する可能性がある。③会計利益の水準が正常と予想される場合は、①②と比較して財務報告コストを低い水準に維持できるものと予想されるため、経営者は特に利益調整を行わず、そのまま会計利益を公表する可能性がある。

### 3. 連結納税制度の適用と仮説の設定

2002年に創設された連結納税制度の適用可能な法人は、親会社と完全支配関係にある子会社であり、外国法人は除かれている。なお、完全支配関係にある内国法人は、例外なく連結納税主体に取込まれる。また、連結納税制度の適用開始前に法人が保有する土地等の一定の資産に含み損益がある場合は、当該法人は時価評価のうえ、評価損益を計上しなければならない。本研究との関係では、特に連結欠損金<sup>12</sup>の取扱いが重要となる。連結欠損金は、①5年間<sup>13</sup>で繰越控除し、②連結納税制度の適用開始前に生じたものについては、つぎに掲げるものに限り、連結納税制度の下で繰越控除するものとする。

- ・親会社の連結納税制度適用開始前5年以内に生じた欠損金額
- ・連結納税制度適用開始前5年以内に行われた株式移転により設立された親会社が、その株式移転に係る完全子会社<sup>14</sup>であった連結納税子会社<sup>15</sup>の株式の全部について、その株式移転の日から継続して保有している場合の、適用開始前5年以内に生じた連結納税子会社の欠損金額

上記の後段の要件に該当するのは、例外的なケースであるため、子会社の連結納税制度適用開始前の欠損金額は、連結納税制度を適用する際に事実上切り捨てされることになる。このため、連結納税制度が創設された2003年当初、この制度を選択する企業は少なく普及率も低かった。

表1は、連結納税制度の創設当初から2010年の同制度改正前までの連結納税主体数および連結所得金額の推移を示したものである。連結納税主体数は、2003年当初は208社で、その後も緩やかな増加にとどまり、改正前の2010年まで1,000社を下回っている。このように、わが国の連結納税制度の普及率は低かったため、2010年の制度改正で、その阻害要因となっていた子会社の繰越欠損金の持ち込み制限が緩和された。

前記のとおり、連結納税制度が導入された背景には、商法改正により、持株会社を頂点とする企業集団経営が可能となったことで、持株会社である親会社が赤字で欠損金額が生じやすくなつたことがある。他方、持株会社経営では、主要な事業を子会社が担うため、子会社は黒字で正の所得金額が生じる可能性が高い。そこで、子会社の所得金額と親会社の欠損金額の通算を可能にしたものが連結納税制度である。このような連結納税制度の制度趣旨に照らせば、ある企業集団において親会社が赤字で欠損状態にある場合、当該企業集団は連結納税制度を適用する可能性が高い。そこで、つぎの仮説H<sub>1</sub>を設定する<sup>16</sup>。

表1 連結納税主体およびその所得金額の推移

年度	a:連結納税主体 (社)	b:連結所得金額 (百万円)	b/a (百万円)
2003	208	40,464	195
2004	296	308,223	1,041
2005	424	1,620,362	3,822
2006	552	3,462,113	6,272
2007	694	7,056,602	10,168
2008	772	2,141,432	2,774
2009	833	2,300,661	2,762
2010	897	2,371,974	2,644

※ 2006年以前は2月1日～翌1月31日終了事業年度、2007年以後  
は4月1日～翌3月31日終了事業年度の法人が対象

出所：国税庁統計資料を集計して作成

**仮説 H<sub>1</sub>** ある企業集団において親会社に欠損金額が生じている場合、当該企業集団は法人税等支出額を削減するため、連結納税制度を適用する可能性がある。

連結納税制度の創設に伴い、税効果会計の取扱いについて、企業会計基準委員会(2002)は、実務対応報告として「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(1)」を公表した。これによれば、連結納税主体を含む企業集団の連結財務諸表に係る繰延税金資産で、その発生原因を繰越欠損金とするものの回収可能性は、連結納税主体を一体とみなしたうえで、当該連結納税主体の連結所得見積額に基づいて判断することとなる<sup>17</sup>。例えば、親会社が赤字で欠損金額が生じている場合、連結納税制度を適用しなければ、子会社の所得金額との通算ができず、その繰越額である繰越欠損金は、同制度を適用した場合と比べて期限切れとなる可能性が高い。したがって、当該親会社の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性は、連結納税制度を適用した場合と比較して低くなると考えられる。一方、連結納税制度を適用した企業集団では、連結所得見積額に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断するため、親会社の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性は高くなり、税金費用は小さくなると考えられる。また、連結納税制度を適用した場合には、上記仮説 H<sub>1</sub>による法人税等支出額の削減により、損益計算書上の法人税、住民税及び事業税自体も小さくなるため、税金費用は小さくなると考えられる。このように、連結納税制度の適用によって、税金費用が小さくなると、当期純利益は、経営者が目標とした利益から乖離して大きくなり、その結果、財務報告コストが上昇する可能性がある。そこで、連結納税制度を適用した企業集団の経営者は、それによって当期純利益が目標利益から乖離し、財務報告コストが上昇することを回避するため、税金費用を増額する可能性がある。したがって、つぎの仮説 H<sub>2</sub>を設定する。

**仮説 H<sub>2</sub>** 連結納税制度を適用する企業集団は、法人税等支出額削減行動に伴い、当期純利益が目標利益から乖離し、財務報告コストが上昇することを回避するため、税金費用を増額

する可能性がある。

## 4. 仮説の検証方法

### 4.1 作業仮説の設定

一方の会社に黒字の所得金額があり、他方の会社に赤字の所得金額がある場合、当該企業集団では、連結納税制度を選択する誘因が働くと考えられる。もっとも、2010年の改正前までは、子会社の繰越欠損金は原則として連結加入する際に切り捨てられていた。したがって、創設当初の連結納税制度の下では、子会社の欠損金額と親会社の所得金額を通算するのではなく、親会社の欠損金額と子会社の所得金額を通算するために、同制度が適用されていたと考えられる。仮説 H<sub>1</sub> は、このような連結納税制度の特徴を踏まえ、親会社に欠損金額がある場合に、当該親会社を含む企業集団が、法人税等支出額を削減するために同制度を適用することを想定している。したがって、仮説 H<sub>1</sub> を検証するためには、親会社に欠損金額がある場合に、これを含む企業集団が連結納税制度を適用すること、および、当該企業集団が法人税等支出額を削減していることを検証する必要がある。そこで、仮説 H<sub>1</sub> を検証するため、つぎのとおり、作業仮説 C<sub>1</sub> および作業仮説 C<sub>2</sub> を設定する。

**作業仮説 C<sub>1</sub>** 親会社に欠損金額がある場合、これを含む企業集団は、連結納税制度を適用する可能性がある。

**作業仮説 C<sub>2</sub>** 連結納税制度を適用する企業集団は、法人税等支出額を削減している可能性がある。

また、親会社に欠損金額がある場合に連結納税制度を適用すると、子会社の所得金額と親会社の欠損金額が通算されるため、損益計算書上の費用としての法人税、住民税及び事業税が少なくなる。これによって、税引後の当期純利益が増加するため、経営者の目標とした利益水準から乖離し、その結果、財務報告コストが上昇する可能性がある。そこで、連結納税制度を適用する企業集団では、このような事態を回避する誘因が働く。仮説 H<sub>2</sub> はこのような理由で、当該企業集団が税金費用を増額することを想定したものである。ここで、税金費用は法人税、住民税及び事業税に法人税等調整額を加減して求められるが、前者の法人税、住民税及び事業税は、連結納税制度を適用した時点での金額が定まるため、その状態から税金費用を増やすためには、後者の法人税等調整額を圧縮する必要がある。そこで、仮説 H<sub>2</sub> を検証するため、連結納税制度を適用する企業集団において、繰延税金資産に係る評価性引当額が多く計上されていることを検証する必要があり<sup>18</sup>、つぎのとおり、作業仮説 C<sub>3</sub> を設定する。

**作業仮説 C<sub>3</sub>** 連結納税制度を適用する企業集団では、繰延税金資産に係る評価性引当額を多く計上する可能性がある。

## 4.2 親会社の所得状態と連結納税制度の適用および法人税等支出額に関する検証

仮説 H<sub>1</sub> を検証するためには、まず、作業仮説 C<sub>1</sub> が成立すること、すなわち、親会社に欠損金額が生じている場合に、当該親会社を含む企業集団が連結納税制度を適用する可能性があることを検証する必要がある。そのため、①親会社の所得金額を推定し、また、②親会社の所得状態と連結納税制度の適用との関係を検証する。

### 4.2.1 親会社の所得金額の推定

親会社の所得金額 (Estimated Taxable Income: ETI<sub>pit</sub>, 添え字 p は親会社, i は i 企業, t は t 期を示すものとする.) を、当該親会社の個別財務諸表の税効果会計に係る注記上の繰越欠損金 (Tax Loss Carryforwards: TLC<sub>pit</sub>, 以下「個別注記上の繰越欠損金」という.) の有無に応じて、つぎの(1)式または(1')式のとおり場合分けをして推定する。式中の TAX<sub>pit</sub> は法人税、住民税及び事業税を示し、TR は法定実効税率<sup>19</sup> を示す。

$$\text{TLCLC}_{\text{pit}} = 0 \text{ の場合, } \text{ETI}_{\text{pit}} = \text{TAX}_{\text{pit}} / \text{TR}_t \quad (1)$$

$$\text{TLCLC}_{\text{pit}} > 0 \text{ の場合, } \text{ETI}_{\text{pit}} = \text{TLCLC}_{\text{pit}-1} / \text{TR}_{t-1} - \text{TLCLC}_{\text{pit}} / \text{TR}_t \quad (1')$$

ETI<sub>pit</sub> を場合分けして推定する理由は、つぎのとおりである。

- 当期末の個別注記上の繰越欠損金がない場合 (TLCLC<sub>pit</sub> = 0 の場合) は、繰越欠損金控除後の課税所得金額が存在するため、原則として、所得課税がなされる<sup>20</sup>。したがって、(1)式のとおり法人税、住民税及び事業税を法定実効税率で除したものが ETI<sub>pit</sub> になると考えられる。
- 当期末の個別注記上の繰越欠損金がある場合 (TLCLC<sub>pit</sub> > 0 の場合) は、課税所得金額が存在しないため、地方税均等割等を除き、所得課税はなされない。したがって、(1')式のとおり繰越欠損金 (個別注記上の繰越欠損金を実効税率で除したもの) の当期減少額が ETI<sub>pit</sub> になると考えられる。

### 4.2.2 親会社の所得状態と連結納税制度の適用に関する検証

親会社の所得状態とこれを含む企業集団の連結納税制度の適用との関係を検証するため、被説明変数として連結納税制度適用ダミーを用いる。また、説明変数は、まず、上記 4.2.1 で推定した親会社の推定所得を期末総資産でデフレートした総資産推定所得率を求める。つぎに、親会社に期末繰越欠損金がある場合を 1、それ以外を 0 とする繰越欠損金ダミーを求める。そして、総資産推定所得率と繰越欠損金ダミーの交差項を含めた、つぎの(2)式で回帰分析を行うが、被説明変数が質的変数のためロジット分析とする。分析にあたり、経営者は法人税等支出額を最小化するような利益調整行動をとるとする、Guenther (1994), Lopez et al. (1998), 太田・西澤 (2008) および成川 (2015) などの先行研究を参考にして、財務報告コスト、収益性および企業規模の影響をコントロールする。財務報告コストは、前述のとおり会計報告に伴うコストであり、代表的なものとして負債契約コストがある。例えば、負債契約のなかに含まれる財務制限条項は、利益をベンチマークとするものもあり、経営者には当該財務制限条項に抵触することを避けるため、利益増加型の利益調整を行う誘因が働く。あるいは、配当増加による弁済資金の流出を嫌う債権者に配慮して利益減少型の利益調整を行う誘因が働くこともある。このように、経営者は法人税等支出額のみでなく、財務報告コストの影響も考慮して利益調整を行うことが想定されるため、法人税等支出額に係る仮説の検証にあたっては、財務報告コスト

の影響を考慮することが重要となる。また、連結納税制度適用企業は、そうでない企業に比べて法人税等支出額の削減に対する姿勢が強いと考えられる。そこで、本研究ではこのような特徴を考慮するため、大沼・櫻田(2015)を参考にして、連結納税制度を適用する誘因を示す変数をコントロール変数として用いる。

$$\begin{aligned} DCT_{cit} = & \alpha + \alpha_1 * ETIOA_{pit} + \alpha_2 * DTLC_{pit} + \alpha_3 * ETIOA_{pit} * DTLC_{pit} + \alpha_4 * DEBTR_{cit} \\ & + \alpha_5 * MOROA_{cit} + \alpha_6 * SIZE_{cit} + \alpha_7 * OUTDIR_{cit} + \varepsilon_{cit} \end{aligned} \quad (2)$$

説明変数の定義および予想符号は以下のとおりである（ $\alpha$  は定数項、 $\varepsilon_{cit}$  は誤差項で添え字  $c$  は企業集団を示す。）。

- $DCT_{cit}$ ：連結納税制度適用ダミー (Dummy Variable of Consolidated Taxation System)  
企業集団が連結納税制度を適用している場合を 1、その他を 0 とするダミー変数である。
- $ETIOA_{pit}$ ：親会社の総資産推定所得率 (Estimated Taxable Income on Assets)  
親会社の所得状態を示す説明変数で、推定所得を前期末総資産で除して求める。 $ETIOA_{pit}$  が負の場合、当該親会社を含む企業集団は、連結納税制度を適用する可能性がある。したがって、 $DCT_{cit}$  と  $ETIOA_{pit}$  は負の関係が予想される。
- $DTLC_{pit}$ ：親会社の繰越欠損金ダミー (Dummy Variable of Tax Loss Carryforwards)  
親会社に期末繰越欠損金がある場合を 1、その他を 0 とするダミー変数。繰越欠損金がある場合に連結納税制度を適用する可能性が高いため、 $DCT_{cit}$  と  $DTLC_{pit}$  は正の関係が予想される。
- $ETIOA_{pit} * DTLC_{pit}$  :  $ETIOA_{pit}$  と  $DTLC_{pit}$  の交差項  
親会社に繰越欠損金がある場合の推定所得は正負双方が考えられるため、 $DCT_{cit}$  と  $ETIOA_{pit} * DTLC_{pit}$  は正または負の関係が予想される。
- $DEBTR_{cit}$ ：企業集団の有利子負債比率 (Debt Ratio)  
企業集団の財務報告コストのうち、負債契約コストに影響するコントロール変数で、本研究では、有利子負債<sup>21</sup>を当期末総資産で除して求める。前述のとおり経営者は連結納税制度を適用して、法人税等支出額を削減するのみでなく、それが負債契約コストに与える影響も考慮して利益調整を行っているものと想定される。 $DEBTR_{cit}$  が高い場合、利払いが多く財務制限条項に抵触する可能性があるため、経営者は連結納税制度を適用して法人税等支出額を減らし、利益を増やそうとする誘因が働く。したがって、 $DCT_{cit}$  と  $DEBTR_{cit}$  は正の関係が予想される。
- $MOROA_{cit}$ ：企業集団の直前 3 期間の総資産平均経常利益率 (Mean of Ordinary Return on Assets)  
企業集団の収益性を示すコントロール変数で、本研究では、大沼・櫻田(2015)に従い、経常利益を当期末総資産で除した値の 3 期間の平均値を用いる。 $MOROA_{cit}$  が高い場合、企業集団全体として法人税等支出額が高くなる可能性があるため、連結納税制度を選択してこれを削減する誘因が働きやすい。したがって、 $DCT_{cit}$  と  $MOROA_{cit}$  は正の関係が予想される。
- $SIZE_{cit}$ ：企業集団の当期末総資産 (Size of Total Assets)  
企業集団の企業規模を示すコントロール変数で、本研究では、当期末総資産の自然対数を用いる。 $SIZE_{cit}$  が大きい場合、優れた税務部門を有するため、タックス・ソフィスティケイティッド仮説 (Scholes et al., 1992)に基づき、機会主義的に法人税等支出額を削減すべく連結納税制度を適用することが想定される。したがって、 $DCT_{cit}$  と  $SIZE_{cit}$  は正の関係が予想さ

れる。

- OUTDIR<sub>cit</sub>：企業集団における社外取締役の総取締役に対する割合 (Rate of Outside Directors) 企業統治の影響をコントロールする変数である。法人税等支出額の削減行動の成否は、これによって経営者が受けける報酬に直接反映される。もっぱら短期的な利益を追求しがちな社外取締役が多い場合、法人税等支出額を削減する可能性が高く（大沼・櫻田、2015）、連結納税制度を適用する可能性が高くなる。したがって、DCT<sub>cit</sub> と OUTDIR<sub>cit</sub> は正の関係が予想される。

#### 4.2.3 連結納税制度の適用と法人税等支出額に関する検証

仮説 H<sub>1</sub> を検証するため、つぎに、作業仮説 C<sub>2</sub> が成立すること、すなわち、連結納税制度を適用した企業集団が実際に法人税等支出額を削減していることを検証する必要がある。そのため、まず、連結納税制度を適用している企業集団について、親会社の個別財務諸表の税効果会計に係る注記事項のうち、「税率差異」に関する分析の中から、「連結法人税の個別帰属額」に係る差異（Individual Attribution Difference: IAD<sub>cit</sub>、添え字 c は企業集団を示す。以下、「個別帰属額差異」という。）を抽出する。なお、税率差異とは、法定実効税率と法人税等負担率<sup>22</sup>との間に生じる差異をいう。また、連結法人税の個別帰属額とは、税率差異を構成する要素の一つで、連結所得に対する連結法人税を、各連結納税会社の個別所得金額または個別欠損金額に係る個別法人税の割合で配賦した金額である。ここで、親会社の個別欠損金額に係る個別帰属額は、当該欠損金額を連結納税子会社の所得金額と通算した結果、連結法人税が削減される場合のみ還付額として配賦される<sup>23</sup>。したがって、個別欠損金額に係る個別帰属額がある場合には、法人税、住民税及び事業税の負担率が下がるため、IAD<sub>cit</sub> は負になるはずである。そこで、本研究では、抽出した IAD<sub>cit</sub> について平均値および中央値の検定を行い、連結納税制度を適用した企業集団の法人税等支出額の削減の有無を検証する。

#### 4.3 連結納税制度の適用と税金費用に関する検証

仮説 H<sub>2</sub> を検証するためには、作業仮説 C<sub>3</sub> が成立すること、すなわち、連結納税制度を適用する企業集団が、繰延税金資産に係る評価性引当額を裁量的に多く計上することを検証する必要がある<sup>24</sup>。しかし、評価性引当額のうち裁量的な部分を観察することは不可能であるため、これを推定せざるを得ない。そこで、連結納税制度を適用している企業集団の裁量的評価性引当率 (Discretionary Valuation Allowance: DVA<sub>cit</sub>) をつぎのとおり推定し、その平均値および中央値を求め、平均値については t 検定を、中央値については Wilcoxon 順位和検定を行うこととする。なお、評価性引当率は、繰延税金資産の回収可能性を示す変数で、繰延税金資産に対する評価性引当額の割合である。

DVA<sub>cit</sub> の推定にあたっては、まず、連結納税制度を適用しない企業集団の財務データを用いて、つぎの(3)式を年度別かつ業種別にクロスセクション推定する。その方法は、裁量的会計発生項目額の推定に用いられる、Defond and Jimbalvo (1994) や Sabramanyam (1996) などが提唱した Jones モデルに類似したものである。すなわち、調査対象の連結納税制度を適用する企業集団と同年度で同業種の連結納税制度を適用しない企業集団のサンプルを用いて、(3)式の回帰係数を推定する。左辺の被説明変数を評価性引当率の実績値 (Actual Valuation Allowance: AVA<sub>cit</sub>) とし<sup>25</sup>、右辺の説明変数は、この AVA<sub>cit</sub> に影響する説明変数として Miller and Skinner

(1998) や Frank and Rego (2006) が示唆した変数のうち、特に影響が大きいと考えられるものを選定する<sup>26</sup>。そして、推定した回帰係数を調査対象の連結納税制度を適用する企業集団のサンプルにあてはめ、当該企業集団の予想される正常な評価性引当率である非裁量的評価性引当率 (Non-Discretionary Valuation Allowance:  $NDVA_{cit}$ ) を測定する。この予測値の  $NDVA_{cit}$  と実績値の  $AVA_{cit}$  とを比較し、差額（予想誤差）を  $DVA_{cit}$  として認識する。

$$AVA_{cit} = a + a_1 * NETDTA_{cit} + a_2 * TLCR_{cit} + a_3 * AROA_{cit} + a_4 * LEVERAGE_{cit} + \varepsilon_{cit} \quad (3)$$

変数の定義は、つぎのとおりである（ $a$ ：定数項、 $\varepsilon_{cit}$ ：誤差項）。

- $AVA_{cit}$ ：企業集団の評価性引当率の実績値 (Actual Valuation Allowance)

前述のとおり繰延税金資産の回収可能性を示す変数で、繰延税金資産に係る評価性引当額を当該繰延税金資産で除して求める。繰延税金資産の回収可能性が低い場合は、評価性引当額を多く計上するため  $AVA_{cit}$  は大きくなる。

- $NETDTA_{cit}$ ：企業集団の正味繰延税金資産比率 (Net Deferred Tax Assets Total Assets Ratio)

正味繰延税金資産（繰延税金資産 - 繰延税金負債）を期末総資産で除して求める。 $NETDTA_{cit}$  が小さい場合、評価性引当額を用いて利益調整する誘因が小さくなり、これを用いて調整できる利益の範囲も小さくなるため、 $NETDTA_{cit}$  でコントロールする必要がある。もっとも、評価性引当額が多く計上される場合と少なく計上される場合の双方が考えられるため、 $AVA_{cit}$  と  $NETDTA_{cit}$  は正または負の関係が予想される。

- $TLCR_{cit}$ ：企業集団の繰越欠損金割合 (Tax Loss Carryforwards Deferred Tax Assets Ratio)

税効果会計に係る注記上の繰越欠損金を繰延税金資産で除して求める。繰越欠損金は将来の解消可能性が不確実なため、 $TLCR_{cit}$  が大きい場合は、評価性引当額を多く計上する必要がある。したがって、 $AVA_{cit}$  と  $TLCR_{cit}$  は正の関係が予想される。

- $AROA_{cit}$ ：企業集団の平均総資産営業利益率 (Averaged Return on Assets)

本研究では、前期の営業利益を前々期の総資産で除した値と前々期の営業利益を3期前の総資産で除した値の平均値として求める。一般に  $AROA_{cit}$  が大きい場合、経営者は、将来の十分な課税所得を期待するため、評価性引当額を少なく計上する可能性がある。もっとも、 $AROA_{cit}$  が小さい場合にも減益または損失を回避するため、経営者は敢えて評価性引当額を少なく計上する可能性がある。したがって、 $AVA_{cit}$  と  $AROA_{cit}$  は正または負の関係が予想される。

- $LEVERAGE_{cit}$ ：企業集団の財務レバレッジ

負債総額を自己資本で除して求める。一般に  $LEVERAGE_{cit}$  が大きい場合、他人資本を効率的に運用していると考えられるため、経営者は評価性引当額を少なく計上する可能性がある。もっとも、 $LEVERAGE_{cit}$  が大きい場合、財政状態が悪化していることも考えられるため、そのケースでは評価性引当額を多く計上する可能性がある。したがって、 $AVA_{cit}$  と  $LEVERAGE_{cit}$  は正または負の関係が予想される。

#### 4.4 サンプルセレクション

本研究では、仮説  $H_1$  を検証するため、個別財務データに基づいて親会社の繰越欠損金控除後所得金額を推定する。また、仮説  $H_2$  を検証するため、連結財務データに基づいて企業集団の裁量的評価性引当率を推定する。これらの推定期間は、連結納税制度の適用が開始された

2003年3月期から2010年10月改正前の2010年3月期までの8年間とする。サンプルは、検証期間に東証1部で上場している3月決算企業をベースとし、連結財務データおよび個別財務データの双方がある企業で、さらに、推定期間中、データの欠落のない企業を選定する。ただし、SEC基準で連結財務諸表を作成している企業および2010年3月期についてはIFRS適用企業を除外する。推定に用いるデータは、同年度・同業種のクロスセクションデータとし、選定したサンプルから抽出したうえで、異常値の影響を緩和するため上下1%を除外する。データソースについては、①財務情報は「日経 NEEDS FAME WASEDA版」、②注記情報は「プロネクサス eol 企業情報データベース」の有価証券報告書、③取締役情報は「日経 NEEDS Cges」を使用する。

## 5. 検証結果

### 5.1 親会社の所得状態と連結納税制度の適用および法人税等支出額の関係

#### 5.1.1 親会社の所得状態と連結納税制度の適用の関係

表2は、親会社の推定所得と連結納税制度の適用との関係を検証するために用いた(2)式の各変数（交差項を除く）の記述統計量を示したもので、サンプルサイズは614社／年×8年=4,912社である。連結納税制度適用ダミー( $DCT_{cit}$ )は、第3四分位まで0であるため、連結納税制度を適用していない企業集団が多いことがわかる。また、親会社の総資産推定所得率( $ETIOA_{pit}$ )は、第1四分位より上位が0よりも大きいため、正のサンプルが多いことがわかる。表3は、(2)式の各変数間の相関係数を示したもので、下段はピアソンの積率相関係数（以下「ピアソン相関係数」という。）、上段はスピアマンの順位相関係数（以下「スピアマン相関係数」という。）を示している。説明変数間で相関の高いものは、 $ETIOA_{pit} \cdot ETIOA_{pit} * DTLC_{pit}$ 間で、ピアソン相関係数が0.585、スピアマン相関係数が0.455であるが、多重共線性は疑われないものと考える。表4は、検証モデル(2)式の検証結果を示したものである。 $ETIOA_{pit}$ 、 $DTLC_{pit}$ および $ETIOA_{pit} * DTLC_{pit}$ の係数は、いずれも0.1%水準で有意である。また、コントロール変数も $DEBTR_{cit}$ 、 $SIZE_{cit}$ および $OUTDIR_{cit}$ の係数が0.1%水準で有意に正と予想と一致している。これらの検証の結果から、作業仮説C<sub>1</sub>は支持され、親会社の所得金額が負で欠損状態にある場合、これを含む企業集団では、法人税等支出額の削減を目的とした連結納税制度の適用が促進されている可能性があることが示唆される。

#### 5.1.2 連結納税制度の適用と法人税等支出額の関係

表5は、連結納税制度を適用している企業集団の税率差異分析における、個別帰属額差異( $IAD_{cit}$ )の記述統計量ならびにその平均値および中央値の検定の結果を示したもので、サンプルサイズは397社である。記述統計量では、第3四分位まで0であるため、0以下のサンプルが多いことがわかる。また、平均値の検定結果も1%水準で有意に負となっている。したがって、作業仮説C<sub>2</sub>は支持され、連結納税制度を適用している企業集団では、親会社の個別欠損金額と子会社の個別所得金額を通算して法人税等支出額を削減している可能性があることが示唆される。

表2 検証モデル(2)式の各変数の記述統計量

	平均値	標準偏差	最小値	第1四分位	中央値	第3四分位	最大値
DCT <sub>cit</sub>	0.089	0.284	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000
ETIOA <sub>pit</sub>	0.033	0.051	-0.304	0.006	0.028	0.057	0.671
DTLC <sub>pit</sub>	0.293	0.455	0.000	0.000	0.000	1.000	1.000
DEBTR <sub>cit</sub>	0.195	0.158	0.000	0.057	0.169	0.301	0.732
MOROA <sub>cit</sub>	0.049	0.038	-0.075	0.023	0.042	0.068	0.418
SIZE <sub>cit</sub>	11.675	1.150	8.881	10.842	11.484	12.310	16.333
OUTDIR <sub>cit</sub>	0.048	0.079	0.000	0.000	0.000	0.100	0.389
サンプルサイズ		4,912					

表3 検証モデル(2)式の変数間の相関係数

	DCT <sub>cit</sub>	ETIOA <sub>pit</sub>	DTLC <sub>pit</sub>	ETIOA <sub>pit</sub> *	DEBTR <sub>cit</sub>	MOROA <sub>cit</sub>	SIZE <sub>cit</sub>	OUTDIR <sub>cit</sub>
				DTLC <sub>pit</sub>				
DCT <sub>cit</sub>		-0.134	0.240	0.044	0.220	-0.114	0.076	0.131
ETIOA <sub>pit</sub>	-0.111		-0.540	0.455	-0.363	0.447	-0.060	-0.026
DTLC <sub>pit</sub>	0.240	-0.479		-0.125	0.296	-0.413	-0.030	0.021
ETIOA <sub>pit</sub> *DTLC <sub>pit</sub>	0.047	0.585	-0.086		-0.033	-0.062	-0.028	-0.015
DEBTR <sub>cit</sub>	0.221	-0.322	0.307	-0.032		-0.429	0.131	0.008
MOROA <sub>cit</sub>	-0.096	0.472	-0.360	-0.025	-0.409		0.053	0.059
SIZE <sub>cit</sub>	0.110	-0.039	-0.015	-0.024	0.149	0.045		0.076
OUTDIR <sub>cit</sub>	0.129	0.000	0.026	-0.002	0.009	0.068	0.082	

※ 下段はピアソン積率相関係数、上段はスピアマン順位相関係数を示す。

表4 検証モデル(2)式の検証結果

変数	予想符号	係数	z値	P値	判定
定数項		-6.478	-12.112	0.000	***
ETIOA <sub>pit</sub>	-	-10.115	-3.576	0.000	***
DTLC <sub>pit</sub>	+	1.103	7.738	0.000	***
ETIOA <sub>pit</sub> *DTLC <sub>pit</sub>	±	15.504	4.901	0.000	***
DEBTR <sub>cit</sub>	+	3.017	8.674	0.000	***
MOROA <sub>cit</sub>	±	4.610	2.529	0.011	*
SIZE <sub>cit</sub>	+	0.226	5.206	0.000	***
OUTDIR <sub>cit</sub>	+	4.511	7.708	0.000	***
サンプルサイズ	4,912	修正済R <sup>2</sup>	0.167		

※ \*\*\*,\*はそれぞれ 0.1%水準、5%水準で統計的に有意であることを示す。

### 5.1.3 親会社の所得状態と連結納税制度の適用および法人税等支出額の関係の総括

作業仮説 C<sub>1</sub> の検証の結果、親会社の所得金額が負で欠損状態にある場合、当該親会社を含む企業集団は、連結納税制度を適用する可能性があることが示唆される。また、作業仮説 C<sub>2</sub> の検証の結果、連結納税制度を適用している企業集団の個別帰属額差異の平均値は有意に負で

表5 連結納税制度適用企業集団の個別帰属額差異(IAD)

記述統計量		検定結果			
変数	IAD <sub>cit</sub>	t値	z値	P値	判定
平均	-0.017	-2.997	-	0.003	**
中央値	0.000	-	-3.989	0.000	***
最小値	-0.933				
第1四分位数	0.000				
第3四分位数	0.000				
最大値	0.683				
標準偏差	0.110				

サンプルサイズ 397社

※1 \*\*\*,\*\*はそれぞれ 0.1%, 1% 水準で統計的に有意であることを示す。

※2 平均値と中央値の検定は、それぞれ 0 と比較している。

※3 検証期間の連結納税制度を適用する企業集団のうち、注記事項で税率差異分析が省略されていない企業を対象としている。

あった。したがって、当該企業集団では、親子会社間で欠損金額と所得金額を通算することで、法人税等支出額を削減している可能性があることが示唆される。これらの作業仮説の検証結果から、仮説 H<sub>1</sub> は支持され、親会社が欠損状態にある場合、当該親会社を含む企業集団では法人税等支出額を少なくするため、連結納税制度を適用している可能性があったことが示唆される。

## 5.2 連結納税制度の適用と税金費用の関係

### 5.2.1 連結納税制度の適用と評価性引当額の計上上の関係

表6は、(3)式によって裁量的評価性引当率(DVA<sub>cit</sub>)を推定する際に用いた連結納税制度非適用企業集団のサンプルについて、各変数の記述統計量を示したもので、サンプルサイズは3,781社である。評価性引当率の実績値(AVA<sub>cit</sub>)の平均値は0.236であるが、中央値は0.142と分布に偏りが見られ、相対的に低い数値を示すサンプルが多いことがわかる。表7は、(3)式に基づき連結納税制度を適用している企業集団のDVA<sub>cit</sub>を推定した結果を示したもので、サンプルサイズは399社である。NETDTA<sub>cit</sub>, TLCR<sub>cit</sub>およびLEVERAGE<sub>cit</sub>の各係数a<sub>1</sub>, a<sub>2</sub>およびa<sub>4</sub>の平均値ならびに中央値は、a<sub>4</sub>の平均値が1%水準で、その他が0.1%水準で有意に正であった。また、AROA<sub>cit</sub>の係数a<sub>3</sub>の平均値および中央値は0.1%水準で有意に負であった。したがって、いずれも予想と整合しており、DVA<sub>cit</sub>はおおむね正しく推定されているものと考える。また、DVA<sub>cit</sub>の平均値は0.057、中央値は0.064と正の値を示しており、平均値および中央値の検定結果も、5%水準または0.1%水準で有意であった。したがって、作業仮説C<sub>3</sub>も支持され、連結納税制度を適用している企業集団では、評価性引当額が多く計上された可能性があることが示唆される<sup>27</sup>。

### 5.2.2 連結納税制度の適用と税金費用の関係の総括

作業仮説C<sub>3</sub>の検証の結果、連結納税制度を適用している企業集団の裁量的評価性引当率が有意に正になることが明らかになった。したがって、当該企業集団では、評価性引当額が多く

計上された可能性があることが示唆される。連結納税制度は、親子会社間に所得金額と欠損金額がある場合、これらを通算して連結納税主体としての所得金額を算出し、これに法人税率を乗じて税額を計算する制度である。したがって、連結納税制度を適用している企業集団では、適用していない企業集団に比べ、損益計算書の法人税、住民税及び事業税が少なくなるため、税金費用が減少し当期純利益が増加する可能性がある。仮説 H<sub>2</sub> は、連結納税制度を適用する企業集団が財務報告コストの上昇を回避すべく、目標利益からの乖離を小さくするため、税金費用を可能な限り増額しようとする可能性があることを想定したものである。ここで、税金費用は法人税、住民税及び事業税に法人税等調整額を加減して計算されるため、法人税等支出額の削減により前者の法人税、住民税及び事業税が少なくなる場面では、後者の法人税等調整額を少なく計上することで、これを増額することが可能となる。そのためには、繰延税金資産の控除項目である評価性引当額を多く計上する必要があるが、これを検証する作業仮説 C<sub>3</sub> が支持されたため、その可能性があったことが示唆される。したがって、仮説 H<sub>2</sub> も支持され、連結納税制度を適用している企業集団では、法人税等支出額の削減に伴う目標利益からの乖離を小さくするため、税金費用を増額している可能性があったことが示唆される<sup>28</sup>。

表 6 DVA 推定に用いた連結納税制度非適用企業集団の各変数の記述統計量

	平均値	標準偏差	最小値	第1四分位	中央値	第3四分位	最大値
AVA <sub>cit</sub>	0.236	0.263	0.000	0.038	0.142	0.332	1.000
NETDTA <sub>cit</sub>	0.035	0.038	-0.134	0.013	0.031	0.052	0.214
TLCR <sub>cit</sub>	0.147	0.184	0.000	0.000	0.073	0.232	0.958
AROA <sub>cit</sub>	0.024	0.032	-0.140	0.007	0.022	0.042	0.159
LEVERAGE <sub>cit</sub>	1.457	1.326	0.065	0.583	1.067	1.841	8.902
サンプルサイズ	3,781 社						

表 7 DVA の推定結果とその平均値および中央値の検定結果

変数	係数 (変数)	平均値	中央値	最小値	最大値	標準偏差
-	a <sub>1</sub> (NETDTA <sub>cit</sub> )	1.054 ***	0.928 ***	-4.352	10.038	1.957
-	a <sub>2</sub> (TLCR <sub>cit</sub> )	0.805 ***	0.845 ***	-4.831	2.236	0.804
-	a <sub>3</sub> (AROA <sub>cit</sub> )	-1.533 ***	-1.055 ***	-19.203	7.556	3.446
-	a <sub>4</sub> (LEVERAGE <sub>cit</sub> )	0.009 **	0.009 ***	-0.220	0.205	0.065
DVA <sub>cit</sub>	-	0.057 *	0.064 ***	-5.176	1.314	0.456
サンプルサイズ	399 社					

※ 1 検証期間の連結納税制度適用企業集団の DVA<sub>cit</sub> を推定および比較した結果を示す。

※ 2 DVA<sub>cit</sub> は変数の推定値について、その他は各変数の係数 (a<sub>1</sub>~a<sub>4</sub>) の推定値について、それぞれの記述統計量を示す。

※ 3 \*\*\*,\*\*,\*は変数または各係数について、平均値または中央値の検定を行った結果、0.1%，1%，5%水準で有意であることを示す。

## 6. むすび

2003年度の法人税制改正によって創設された連結納税制度は、これを適用するかどうかで、経営者は、報告利益としての当期純利益に影響を与える実体的および会計的な選択肢を手に入れることができるのである。そこで、本研究では、これを適用する企業の二つの利益調整行動を検証した。一つは、親会社が赤字で欠損金額が生じている場合における、当該親会社を含む企業集団の連結納税制度の適用による法人税等支出額の削減可能性である。このように、連結納税制度を選択することは、利益調整行動のひとつと考えることができる。なぜなら、法人税等支出額の変動は、法人税、住民税及び事業税の変動をもたらし、その結果、当期純利益に影響を与えることになるからである。また、連結納税制度を適用する企業集団では、法人税等支出額を削減することによって、結果的に当期純利益が増加する可能性がある。そこで、もう一つは、一つ目の利益調整行動によって、当期純利益が目標利益から乖離することを抑え、財務報告コストが上昇することを避けるために行われる当該企業集団の税金費用の増額可能性である。このような法人税等調整額に対する評価性引当額の見積りによる操作も、利益調整行動に該当すると考えられる。すなわち、本研究では、税引前当期純利益が算出された後、最終の当期純利益を算出するまでの税金費用計算の区分で行われる、法人税等支出額と法人税等調整額という2つの項目に影響を与える行動を利益調整行動と捉えているのである。検証の結果、連結納税制度を適用している企業集団では、親子会社間で所得金額と欠損金額を通算することで、法人税等支出額を削減している可能性があったことが示唆された。また、当該企業集団が法人税等支出額の削減に伴う当期純利益の増加を抑え、目標利益の水準を維持するため、評価性引当額を多く計上して税金費用を増額している可能性があったことも示唆された。しかし、検証に用いた親会社の所得金額は、財務諸表項目や注記事項などの開示情報に基づいて推定したもので、その精度には限界がある。また、企業集団の裁量的評価性引当率についても先行研究を援用しつつ、最も適した変数を用いて推定したが、やはりその精度には限界があったと考えられる。

今後の課題として、所得金額や裁量的評価性引当率の推定方法を見直す必要があろう。まず、所得金額の計算は、税引前当期純利益を基礎として、多様な申告調整を経てなされるため、推定方法もそれらの過程を反映したものでなければならない。そこで、税効果会計に係る注記事項から、税率差異分析等の申告調整過程が反映される情報を収集し、これに基づいて所得金額を推定することが望ましい。つぎに、本研究では、先行研究を参考にして裁量的評価性引当率を推定したが、推定の精度を高めるため、税効果会計に係る注記事項から繰延税金資産の発生原因を収集し、その情報を用いて推定する方法も考えられる。また、連結納税制度を適用する際に、各連結納税会社の固定資産等に含み益がある場合、これを時価評価し、帳簿価格との差額を所得金額に反映させなければならないこともある。しかし、個々の会社の固定資産等の情報を入手することは困難なため、本研究ではこの連結納税制度適用前の固定資産等の時価課税の影響を考慮していない。もっとも、税効果会計に係る注記事項から、少なくとも親会社と他の会社群の含み益の状態を推定することは可能なため、その情報を用いて検証することが望ましい。

## 謝辞

本論文の学会報告の際に、司会を務められた近畿大学の安酸建二教授から有益な助言をいただきました。投稿後には、お二人の匿名の査読者から大変に丁寧で貴重なご指摘をいただき、その多くを論文の修正に活かさせていただきました。ここに記して、衷心より御礼申し上げる次第です。

## 注

- 1 本研究では、連結会計制度が適用される会社群を企業集団と呼ぶ。
- 2 連結納税主体とは、連結納税制度を適用する会社群を一体として扱う場合の納税主体をいう。
- 3 確定決算主義を採用するわが国の法人税体系の下では、会計上の利益が黒字の会社に課税所得が生じ、赤字の会社に欠損金額が生じている可能性が高い。
- 4 本研究では、法人税、住民税及び事業税のうち、当期の所得金額の影響を受ける税金の支出額を法人税等支出額とする。
- 5 少なくとも、2010年度の税制改正で子会社の繰越欠損金の持込制限が緩和されるまでは、本研究とは反対の、子会社の欠損金額と親会社の所得金額を通算するケースは考えにくい。
- 6 厳密には、法人税等の更正、決定等による納付税額または還付税額がある場合には、これを加算または減算するが、稀なケースのため、本研究ではこれを考慮しないものとする。
- 7 正確には2002年4月1日以後開始事業年度であるが、本研究では、3月決算法人を分析対象とするため、改正法の適用開始期を2003年3月期と表記することとする。
- 8 この二つ目の利益調整行動は利益減少型のもので、その背景には、経営者による、目標利益からの乖離の圧縮およびそれによる財務報告コストの上昇回避というインセンティブがある。このような利益調整行動は、利益平準化のための利益調整行動の一つと考えることもできる。しかし、利益平準化行動は長期的に安定した利益流列を維持しようとするものであるのに対し、本研究の利益調整行動は、連結納税制度を適用して法人税等支出額を削減した結果生ずる利益の増加額を圧縮しようとするもので、当年度における目標利益の維持が目的である。したがって、本研究で対象とする利益調整行動は、いわば限定的な利益平準化行動として位置づけられる。
- 9 このほか、古田(2012)は、繰越欠損金残高の多い業種で連結納税制度を採用する傾向があることを指摘している。
- 10 Watts and Zimmerman (1986)は、財務報告を行う経営者にもたらされる経済的帰結を左右するものとして深くかかわるのは、会計利益の水準であると示唆している。
- 11 岡部(1998)は、*earnings management*を「利益数値制御」と訳しているが、本研究では、「利益調整行動」に統一することとする。
- 12 連結欠損金とは、連結納税主体の損金の額が益金の額を超える場合のその超える額をいう。
- 13 その後、2004年度の税制改正で、繰越控除期間が7年に延長され、さらに、2011年度には

9年へ、2018年度には10年へ、それぞれ延長されている。

- 14 完全子会社とは、完全支配関係にある子会社をいう。なお、法人税法は、課税主体を法人と定めているが、本研究では会社と表示する（以下も同様）。
- 15 連結納税子会社とは、連結納税制度の適用を受けた完全子会社をいう。
- 16 連結納税制度の適用にあたり、連結所得を算出するために親会社の所得金額を調整することもあり、これを連結所得調整という。そこで、連結納税制度の適用が親会社の所得に与える影響についても検証する必要があるが、連結所得調整は税務申告書のなかで行われており、開示されておらず、また、仮説 H<sub>1</sub>に比べ、その影響も限定的と考えられるため、これに関する検証は今後の課題としたい。
- 17 その後、2010年度の税制改正により、この実務対応報告も改正された。
- 18 税効果会計では、繰延税金資産を用いた利益調整行動が問題となることが多く、繰延税金負債は問題となることが少ないため、本研究では前者を中心に考察する。
- 19 法定実効税率は、東京都の場合で1999年度から2011年度まで40.69%であったため、本研究でもこれを用いている。
- 20 所得課税とは、法人の所得に対して税金を課すというものである。課税所得がちょうど0の場合は、地方税均等割等を除き課税されないが、そのようなケースは稀であるため、本研究では考慮しないものとする。
- 21 本研究では、有利子負債を、短期借入金、コマーシャル・ペーパー、1年以内返済長期借入金、1年以内償還社債、長期借入金および社債の合計額とする。
- 22 法人税等負担率とは、実際の法人税、住民税及び事業税の税引前当期純利益に対する割合をいう。
- 23 連結納税制度を適用する企業集団では、実際に納付義務を負うのは親会社であるため、連結法人税が削減されるケースでは、その一部が還付されるのではなく、納付額が減少することになる。
- 24 評価性引当額を用いた利益調整の誘因は、連結納税制度を最初に適用した期において、法人税等支出額が少なくなるときに最も強く働くが、同制度を継続して適用している限り、その後の期においても法人税等支出額は少なくなるため、この誘因も継続するものと考えられる。したがって、本研究では適用初年度およびその後の期間の DVA<sub>cit</sub> も検証の対象とする。
- 25 AVA<sub>cit</sub> は本文に記述するとおり、繰延税金資産に係る評価性引当額の当該繰延税金資産に対する割合であり、評価性引当額を計上しない場合は0、反対に繰延税金資産と同額を引当計上する場合は1となる。したがって、AVA<sub>cit</sub> が0から1の範囲で変動する連続変数となるため、本研究では、(3)式の回帰分析を TOBIT モデルで行うこととする。
- 26 具体的には、つぎの(3')式の変数を用いて回帰分析を行い、AVA<sub>it</sub>への影響が特に強い変数を選定している。

$$\begin{aligned} \text{AVA}_{it} = & b + b_1 * \text{NETDTA}_{it} + b_2 * \text{TLCR}_{it} + b_3 * \text{AROA}_{it} + b_4 * \text{FROA}_{it} + b_5 * \text{EROA}_{it} \\ & + b_6 * \text{ZSCORE}_{it} + b_7 * \text{MBR}_{it} + b_8 * \text{LEVERAGE}_{it} + \varepsilon_{it} \quad (b: \text{定数項}, \varepsilon_{it}: \text{誤差項}) \end{aligned} \quad (3')$$

FROA<sub>it</sub> は将来営業キャッシュ・フロー (Future ROA) で、翌期の営業キャッシュ・フローの当期末総資産に対する割合。EROA<sub>it</sub> は予想総資産利益率 (Expected ROA) で、将来2期

の平均予想利益の当期末総資産に対する割合。ZSCORE<sub>it</sub> は倒産予知分析に用いる Altman (1968) の Z-Score。

- 27 連結納税制度の適用の効果を検証するためには、DID 分析という手法も考えられる。しかし、当該分析手法では、連結納税制度を適用しない企業集団の DVA も推定する必要があるが、そのためのクロスセクション推定で必要な連結納税制度適用企業集団のサンプルが少ないため、当該分析手法の適用は困難と考えられる。
- 28 本研究のような利益減少型の利益調整が行われているのは、目標利益の設定にラチエット効果が見られるためであると考えることもできる。ラチエット効果とは、「高い業績が達成された後に達成すべき業績基準が引き上げられる傾向と説明される」(安醜 2016, p. 4)。したがって、ラチエット効果が見られる場合で、当期の実際利益が目標利益よりも大きいケースでは、次期利益目標を当期の実際利益よりも大きく設定しなければならなくなるため、目標達成が困難になる可能性がある。本研究にあてはめると、連結納税制度を適用する企業集団では、法人税等支出額が削減され、当期実際利益が目標利益を上回るため、当該企業集団の経営者に当期実際利益の圧縮と、これによる保守的な次期利益目標の設定というインセンティブが働き、その結果、利益減少型の利益調整が行われていると見ることも可能である。しかし、ラチエット効果が想定する当期の高い業績は、経営努力ではなく事業環境の影響によるものであるが、本研究が対象とする連結納税制度適用企業集団において、当期実際利益が目標利益を上回る要因は、経営者自身の連結納税制度の選択行動によるものである。したがって、本研究とラチエット効果が見られる場面とは必ずしも一致しない。もっとも、連結納税制度適用後に増加する利益を圧縮しない場合には、次期利益目標の設定にあたり、上記のようなインセンティブが経営者に働くことも想定されるため、ラチエット効果の影響も考慮すべきであるが、これに関する検証は今後の課題としたい。

## 参考文献

- Altman, E.I. 1968. Financial Ratios, Discriminant Analysis and the Prediction of Corporate Bankruptcy. *The Journal of Finance* 23(4): 589–609.
- Calegari, M. J. 2000. The Effect of Tax Accounting Rules on Capital Structure and Discretionary Accruals. *Journal of Accounting and Economics* 30(1): 1–31.
- Defond, M. L. and J. Jiambalvo. 1994. Debt Covenant Violation and Manipulation of Accruals. *Journal of Accounting and Economics* 17(1-2): 145–176.
- 古田美保. 2012. 「現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス・インセンティブ」『甲南経営研究』53(2): 99–122.
- Guenther, D. A. 1994. Earnings Management in Response to Corporate Tax Rate Changes: Evidence from the 1986 Tax Reform Act. *The Accounting Review* 69(1): 230–243.
- 国税庁. 2016. 「会社標本調査結果」2018年1月18日閲覧 <https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2016/kaisya.htm>
- Lopez, T. J., P. R. Regier, and T. Lee. 1998. Identifying Tax-Induced Earnings Management around TRA 86 as a Function of Prior Tax-Aggressive Behavior. *Journal of the American Taxation Association*

- 20(2): 37–56.
- 村宮克彦. 2005. 「経営者が公表する予想利益の精度と資本コスト」『証券アナリストジャーナル』 43(9):83–97.
- 成川旦人. 2015. 「法人税率引下げと繰越欠損金制度改正に対する企業の利益調整行動—平成23年12月改正の影響—」『第11回税に関する論文入選論文集』 11: 89–119.
- 日本公認会計士協会. 1998. 「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」会計制度委員会報告 10: 1.
- 岡部孝好. 1998. 「会計上の利益数値制御における税コスト仮説と財務報告コスト仮説」『国民経済雑誌』 178(2): 39–52.
- 大沼宏・櫻田譲. 2015. 「連結納税制度の採用インセンティブとコーポレート・ガバナンスとの関連性」『企業経営研究』 18: 1–15.
- 太田浩司・西澤賢治. 2008. 「法人税率変更と企業の利益調整行動」『現代ディスクロージャー研究』 8: 43–57.
- Scholes, M. S., G. P. Wilson, and M. A. Wolfson. 1992. Firms' Responses to Anticipated Reductions in Tax Rates: The Tax Reform Act of 1986. *Journal of Accounting Research*. 30 (supplement): 161–185.
- Subramanyam, K. R. 1996. The Pricing of Discretionary Accruals. *Journal of Accounting and Economics* 22(1–3): 249–281.
- 鈴木一水. 2005. 「税コストと財務報告コストの関係」『国民経済雑誌』 192(4): 57–69.
- 鈴木一水・岡部孝好. 1998. 「予想される税率変更に対する発生処理額の裁量的調整」『産業経理』 58(1): 54–66.
- 首藤昭信. 2010. 『日本企業の利益調整—理論と実証—』 中央経済社.
- Watts, R. L. and J. L. Zimmerman. 1986. Positive Accounting Theory: Prentice-Hall (須田一幸訳. 1991). 『実証理論としての会計学』 白桃書房).
- Weitzman, M. L. 1980. The “Ratchet Principle” and Performance Incentives. *The Bell Journal of Economics* 11 (1): 302–308.
- 山田哲弘. 2012. 「報告利益と課税所得の関係が利益調整行動に与える影響」『管理会計学』 20(2): 19–41.
- 安酸建二. 2016. 「経営者利益予想に見られるラチェット効果と予想誤差への影響：管理会計からのアプローチ」『管理会計学』 24 (1): 3–25.